

グループ活動費に対する支出の見直しについて（案）

1 現行の取扱い

（1）対象となる活動

- ・ **会派内**の議員連盟・研究会・プロジェクトチームの活動（会議・会合、勉強会、視察等）
 - ・ **超党派**の議員連盟（議会局で事務補助を行うものを含む。）等の活動（同上）
- ※ 政党活動、後援会活動に充当することはできない。

（2）対象となる経費

議員連盟等の（年）会費（※）、視察参加費、交通費、宿泊費、食事代など

※ 会費の上限額の定めはない。

（3）会費の実例

類型			内容
①	会派内	単発	・ 会派内の議員連盟等が不定期に他団体等と 意見交換等を行う場合の会費 （※ 具体的な活動内容が明らかになっているもの） ・ 28年度実績（対象議連等）：2件
②	会派内	継続	・ 会派内の議員連盟や政策研究会に対する継続的な 月会費
③	超党派	継続	・ 超党派の議員連盟等に対する継続的な 年会費 ・ 28年度実績（対象議連等）：3件
④	その他		・ 全国レベルの議員連盟等の 年会費 ・ 28年度実績（対象議連等）：1件

2 見直しの方向性（案）

会派内及び超党派の議員連盟等に支払う継続的な（年）会費（類型②③）については、一律の支出を禁止し、支出の際に具体的な活動や用途が明確になっている場合に限り、充当を認める。

- ※ 支出の際に会費の根拠となる活動内容が明確になっていない場合は充当不可
- ※ 年度末に当該年度の活動に要した経費を一括して支出することができる。